

一般社団法人中央味噌研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中央味噌研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、味噌醸造及び醸造技術に関する事業を行い、日本の代表的伝統食品である味噌を通して、国民食生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 味噌醸造に関する分析及び試験研究
- (2) 味噌醸造技術者の指導育成
- (3) 味噌醸造の知識と技術の普及
- (4) 味噌関連研究の推進
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、味噌醸造業者の団体及びこの法人の趣旨に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員になった時（以下「加入金」という）に金10万円を支払う義務を負う。

2 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年（以下「普通会費」という）並びに必要ある時（以下「特別会費」という）に、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

3 普通会費は年初の社員総会においてその額及び徴収方法を定める。

4 特別会費は臨時に必要な経費を支弁するため社員総会でその徴収額及び徴収方法を定める。

5 味噌醸造業者の団体以外の社員に対しては社員総会において加入金及び普通会費並びに特別会費を減額又は免除することができる。

6 当定款の定めるところにより、社員が退会又は除名となった場合には、既に支払われた経費についての精算はしないものとする。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額、及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、

必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 18 条 総会に出席出来ない社員は、書面をもって議決権行使することが出来る。この場合においては、その議決権の数を、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人 1 名によって議決権行使することが出来る。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員のうちから選任された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内

(2) 監事 3名以上5名以内

2 理事の内1名を理事長、2名以内を常任理事とする。

3 本条第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 本条第2項の常任理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(理事及び常任理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常任理事は理事長を補佐し業務を執行する。

4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間とする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第 28 条 この法人に相談役を若干名置くことが出来る。

- 2 相談役は理事長の諮問に対し答申し、この法人の事業について意見を開陳するものとする。
- 3 相談役は理事会の決議を得て、理事長がこれを委嘱する。
- 4 相談役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、増員又は補欠として選任された相談役の任期は、他の在任相談役の任期の残存期間とする。
- 5 相談役は理事会の決議を得て、理事長が解任することができる。
- 6 相談役に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日

を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるときは、出席理事の中から議長を決める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第38条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上の多数によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、理事会の諮問機関として委員会をおくことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会の議決により定める。

第11章 職 員

(職員)

第44条 この法人に次の職員を置く。

- (1) 主任研究員 若干名
- (2) 研究員 若干名
- (3) 事務職員 若干名

2 主任研究員・研究員及び事務職員は、理事の指示を受け会務に従事する。

3 主任研究員、研究員、事務職員の任免は理事長が行う。

第13章 雜 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規則は、理事会の議決で定め

る。

- 2 前項により議決した規則はこれを次の定時社員総会に附議し、その承認を受けなければならぬ。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は赤羽総一郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。